

# 基準 10 内部質保証

## 1. 現状の説明

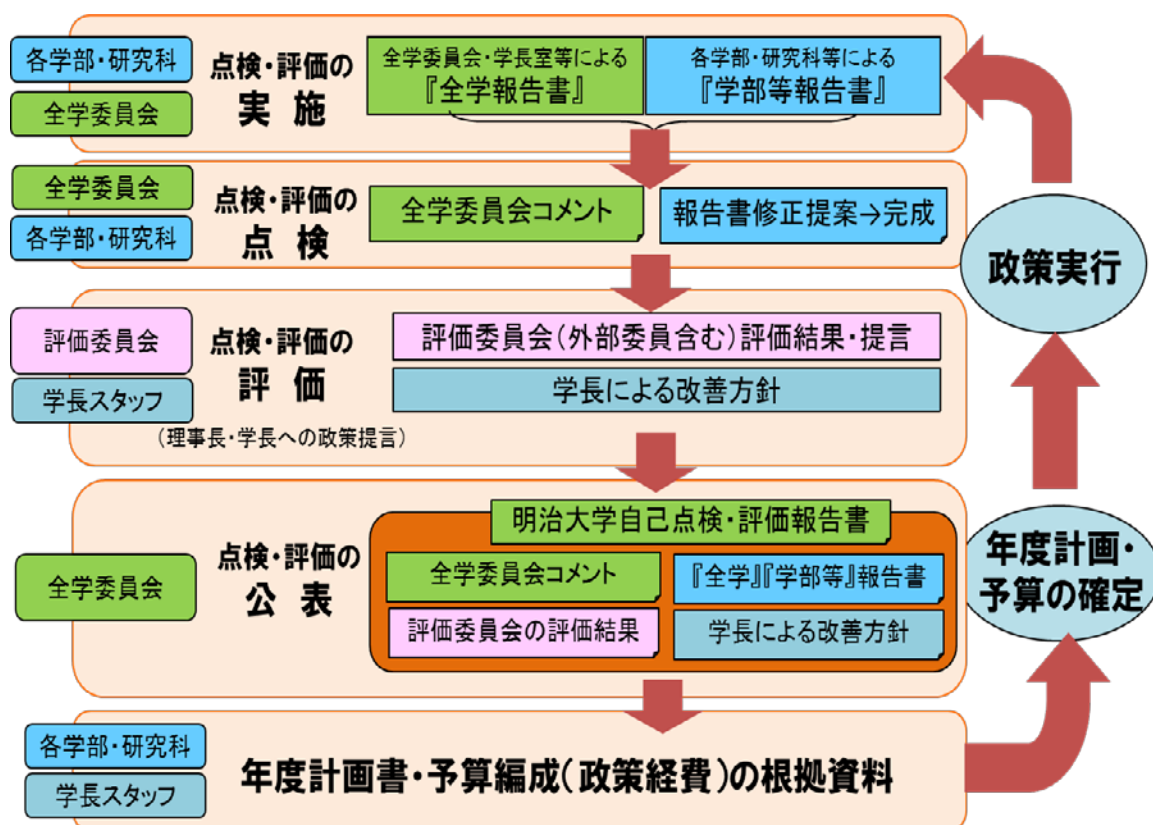
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

＜自己点検・評価の目的と定期的な実施、結果の公表＞

自己点検・評価の目的は、「自己点検・評価 基本方針」に明示している。この基本方針は「明治大学『内部質保証の方針』【10-1】」に沿って、毎年度策定しており、2014年度は「教育・研究の水準と質の維持・向上を図るために、第1に自らの活動を振り返ることで、改善・改革の手がかりを見出し、その結果を年度計画や予算策定に役立てることにより、第2に社会に本学の現状や今後の方針を公表することによって、外部から評価を受け、社会的な支持を得ること」として、2014年12月2日開催の自己点検・評価全学委員会において承認した【10-2, 10-3 審議事項3】。

本学の自己点検・評価は、「明治大学『内部質保証の方針』【10-1】」の(3)に、毎年度、実施することを定めている。毎年度、実施する理由は、本学では、一年度を単位としたPDCAサイクルとして「自己点検・評価報告書」の評価結果を「年度計画書」、さらには予算システムに反映させることを目的としているためである【10-4：図10-1参照】。

《図10-1：重層的評価システムと年度計画・予算とのサイクル概念図》



## 基準10 内部質保証

「年度計画書」は、大学全体（学長方針）の他に、各学部等の部門別にも作成しており、その内容は大学基準と同じ10項目を原則としている。大学全体の多くの教職員が「年度計画書」を「自己点検・評価」する活動に関わりながら、機関レベルおよび学位プログラムレベル、両レベルにおける教育のPDCAサイクルを機能させる仕組みとなっている。

2015年度自己点検・評価（2014年度報告書の作成）は、2014年4月1日から2015年5月31日までの14カ月を期間とし、前出の内部質保証の方針及び「2015年度自己点検・評価基本方針」に沿って行っている。また、2015年3月24日に各学部役職者、各学部等自己点検・評価委員会担当の教職員を対象とした「自己点検・評価実務担当者説明会」【10-5】を開き、自己点検・評価全学委員会委員長から、各学部等自己点検・評価委員会委員長および関係事務管理職に実施依頼を行った。この説明会において「2013年度評価委員会による評価結果」を踏まえ、2014年度の点検・評価を行う際には「数値」に基づいた評価を念頭に入れて実施するように依頼した。これらの方針や実施方法は、「実務担当者説明会」や「学内情報共通サービス」(MICS)【10-6】で大学教職員に周知され、自己点検・評価活動が行われた。

毎年、自己点検・評価の結果を本学ホームページにおいて公表しており、2013年度の「自己点検・評価報告書」「明治大学データ集」は2015年3月24日に発刊している【10-7】。なお、2014年度「同報告書」「同データ集」は、2016年1月に開催予定の評価委員会による評価結果を受けた後、2016年3月に公開する予定である。

### <自己点検・評価の責任主体と実施体制>

自己点検・評価の組織、手続き、権限等は「明治大学自己点検・評価規程」に定めている【10-8】。自己点検・評価を実施する組織として、その基本方針や基本計画を定め、全学的な検証を行うことを任務とするのが「自己点検・評価全学委員会（委員長：学長）」である【10-9】。この全学委員会の下で、各部門別の自己点検・評価を行うことを任務として「学部等自己点検・評価委員会」を設置している【10-10】。自己点検・評価結果を第三者の視点で評価し、大学に有意な提言を行う「評価委員会（委員長：理事長）」を設置している。その役割から、外部の学識経験者7名が委員に加わっている【10-11】。

自己点検・評価の実務担当組織として、全学委員会の下に委員会議決にもとづき、自己点検・評価の企画・運営、報告書の編集等を行う「編集小委員会（委員長：学長室専門員）」と、全学的な点検・評価（原案）の作成を行い、全学報告書の編集を行う「大学評価ワーキンググループ（座長：副学長兼教務部長）」を設置している。大学評価ワーキンググループの設置により、全学体制による「全学の評価」が実施され、個々の責任主体レベルの評価結果から、大学全体としての俯瞰した評価結果をまとめることが可能となった【10-12】。

なお、この2つの組織は、校規に規定された組織ではなかったため、2015年3月4日の全学委員会において、全学の評価を行う「全学評価部会」と、評価の企画、報告書の編集実務を担う「企画編集部会」に名称を変更するとともに、その役割を設置内規に規定した【10-13:審議事項2】【10-14】。

<2014年度における自己点検・評価活動>

① 大学評価(認証評価)における分科会報告書(案)の受理(2014年9月), 実地調査(2014年10月), 評価結果の受理(2015年3月)

2014年度は, 学校教育法に定められた認証評価の受審年度であった。主な経過としては, 2014年9月9日に分科会報告書(案)を受領し, 同報告書(案)とともに寄せられた質問事項への回答や, 報告書(案)に対する本学の見解を10月3日に大学基準協会に回答し, これを踏まえて10月15日・16日の2日間, 実地調査が行われた。12月19日には大学評価結果(案)及び分科会報告書(最終版)を受領し, 前者については意見申立ておよび誤字脱字等の報告を2015年1月22日に行った。これらの一連の対応を踏まえて, 2015年3月27日に「大学基準に適合している」との評価結果を得た【10-15】。

認証評価を受審するプロセスは, 自己点検・評価全学委員会が中心となって, 学部長会, 教務部委員会, 大学院委員会, 事務部長会等に, 新たな教学政策や改善事項を提案し, 全学的な審議・承認を繰り返した。また, 学長・副学長を中心とした「大学評価打合せ会」を特別に組織し【10-16】, 分科会報告書(案)を受領した際における各責任主体が行う作業方針の策定や, 実地調査における大学役職者の対応, 大学評価結果(案)を受領した際における意見申立ての方針の策定などを通じて【10-17】, 改善を推進する部門と密接な関係を築き, 学長のリーダーシップの下で内部質保証システムの一層の強化が図られた。

受審にあたって, 大学として改善が必要な活動に関しては, 各学部・研究科における3つのポリシーの見直しや, 2013年度に自己評価した事項を2014年度の実地調査時まで各機関は改善することを意識づけることにもつながり, 大学として全学一致団結して対応することにつながった。また, 評価結果における本学の強み・弱みを客観的な評価として受け止め, 改善アクションプランを実行することにより, PDCAサイクルを継続していく。このように認証評価を受審したことにより, 全学的に改善・改革への意識がさらに強まり, 大学評価の有効性は適切に働いた【10-18】。一方で, 改善が求められる指摘もあり【10-15】, 教育の質を保証する上で大学全体としての取組みに不十分な点があることが分かった。

② 2014年度における自己点検・評価報告書の刊行状況

本学は毎年度, 点検・評価を行っており, 2014年度は「2013年度自己点検・評価報告書」「2013年度明治大学データ集」を, 2015年3月24日に刊行した。同報告書を作成するプロセスでは, 大学全体および各学部等においても, 2014年度現在の改善状況の把握が進み, 2014年10月に行われた大学基準協会による実地調査において, 前年度からの改善状況を踏まえた意見交換を行うことに貢献した。

この自己点検・評価報告書【10-7】には, 自己評価の他, 「全学委員会委員による自己評価へのコメント」(評価の評価), 点検・評価結果に基づく全学としての改善計画(『学長による改善方針』), 「改善アクションプラン(3ヵ年計画)」の概要, 学外有識者による評価である「評価委員会による評価結果(大学への提言)」等, 本学の自己点検・評価プロセスに基づく実績が網羅されている。

### ③ 学修成果、学修時間等を含めた「学生アンケート」の分析、説明会の開催

2013年度に実施した「学修環境に関する学生アンケート」の集計結果から、教育目標の達成度、教育カリキュラムの充実度、学習時間等をクロス集計するなどして傾向を分析し、2014年5月に「2013年度学修環境に関する学生アンケート(拡大試行版)集計結果報告書」を発行し、学部等自己点検・評価委員会をはじめ、大学役職者、事務管理職に配付した【10-19】。同アンケートおよび分析報告書は、点検・評価項目に関連するように設問設計しているため、より適切に点検・評価に役立ててもらうため「分析結果報告会」を7月10日に駿河台キャンパス、7月11日に生田キャンパスにおいて開催し、学部・研究科を中心に合計20名の事務担当者が参加した【10-20】。特に教育目標、教育課程、それらの連関や成果(基準4)に関わる事項を、学生の学習実態から点検・評価する方法を説明した。「じこてんナビ」でも活用方法を例示したため、「2013年度自己点検・評価報告書」においては、10学部中4学部において、同集計結果報告書をもとにした評価が行われた【10-7】。

### ④ IRシステムを活用した「明治大学データ集」の作成

2012年度から、統計情報を共有・利用できる仕組み(IR)としてIRシステムの開発に取り組んでおり【10-21】、システム開発と並行して、IRシステムから出力したデータを活用した「明治大学データ集」の作成を進めている【10-7】。2014年度には、「全学の教員組織」「教員年令構成」「教員担当授業時間」等を新たにIRシステムからの出力データによって作成した。さらに「教室利用状況」「授業形態別科目数」「教員個別表」をIRシステムとして構築した。

### ⑤ 点検・評価各種委員会等の開催

自己点検・評価全学委員会は、計3回開催した。検討内容は、2014年度自己点検・評価(2013年度報告書の作成)の基本計画の策定・実施・評価、大学評価(認証評価)の対応、改善アクションプランの実施、学修環境に関する学生アンケートなどである。同委員会の下にある「編集小委員会」は、全学委員会の議案整理のため計18回開催し、同じく委員会の下にある「大学評価ワーキンググループ」は、大学全体の評価を協議するため、2014年度は、認証評価の対応と重複作業があるイレギュラーな時期でもあったため、書面会議の後に1回の開催で評価原案を作成した。

評価委員会は、全学委員会から評価結果の提出を受けて、1回開催した後に書面審議をもって、評価結果を取りまとめた。評価結果は全学委員会に提出され、大学ホームページにおいて公表している【10-7】。

#### <情報公開、情報公開請求への対応>

「情報公開」として学校教育法施行規則等の一部改正に伴う教育情報に関する内容を「教育情報の公開」【10-22】、法人経営に係る内容を本学ホームページの「事業計画書、事業報告書、財政状況」の各ページにおいて公表している【10-23~25】。大学ホームページでは、建学の精神や「明治大学グランドデザイン」等の本学の将来像を示している【10-26】。教育活動として、各学部等シラバス【10-27】や、授業改善のためのアンケートの集計結果

【10-28】を公表している。近年、学部等の新增設を行ってきた経緯を踏まえ「設置認可申請書、設置届出書、及び設置計画履行状況等報告書」【10-29】は全文を公表している。

本学の保有する個人情報の開示等請求については、総務課が所管しており、「個人情報の保護に関する規程」に基づき、手続き、窓口等をホームページに明示している【10-30】。個人情報保護関係では、「学校法人明治大学個人情報保護方針」【10-31】、「個人情報の保護に関する規程」【10-32】、「図書館における個人情報の保護に関する要綱」【10-33】及び「学校法人明治大学個人情報取扱ガイドライン」【10-34】を定めている。

大学の財政状況について理解を得られるよう教職員・学生・父母・校友など大学関係者を中心に財政公開を行っている。具体的には、「明治大学広報」【10-35】を通じて、予算については「予算編成方針」「予算の概要」「消費収支予算」「資金収支予算」を、決算については「消費収支計算書」「資金収支計算書」「貸借対照表」を掲載し、それぞれの主な内容に関して説明を行っている。また、社会・一般向けにはホームページ上でも、これらの内容に加えて、決算については「財産目録」「独立監査法人の監査報告書」「監事による監査報告書」を、さらには上半期決算に伴う「貸借対照表」「資金収支計算書」「消費収支計算書」を含めて公表している【10-25】。

## （２）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

### ＜内部質保証の方針と手続きの明確化＞

内部質保証の方針について、建学の精神や教育理念等の実現に向けて、恒常的に改善・改革を促進することを目的に、自己点検・評価全学委員会において、明治大学「内部質保証の方針」を定め、方針、組織体制、関係校規を明示している【10-1】。方針は以下の7点を掲げている。

- (1) 部門別の点検・評価と全学的な点検・評価の実施
- (2) 中期目標・計画に基づく計画的な改善活動の実施（『改善アクションプラン（3カ年計画）』の実施）
- (3) 計画と自己点検・評価を連動させた内部質保証の毎年度の実施（点検・評価（Check）結果に基づく『学長方針』及び『教育・研究に関する年度計画書』（Plan）の策定）
- (4) 第三者評価による内部質保証の実質化
- (5) 教育研究情報の適切な把握と特色や傾向の分析・公表（IR（Institutional Research）基盤の整備による大学現況の把握、分析、改善、公表の促進）
- (6) 内部質保証システムの検証（方針の達成状況の検証と検証結果の公表）
- (7) PDCAサイクルの理解と深化（ニューズレターの発行や研修等）

内部質保証の方針に基づき、毎年度策定される「教育研究年度計画書の策定とその推進について（学長方針）」（以下、学長方針）においても、2015年度には「恒常的な活動が重要」であり、「大学運営の改善・改革を推進する」ことが明記され、各部門における「自己

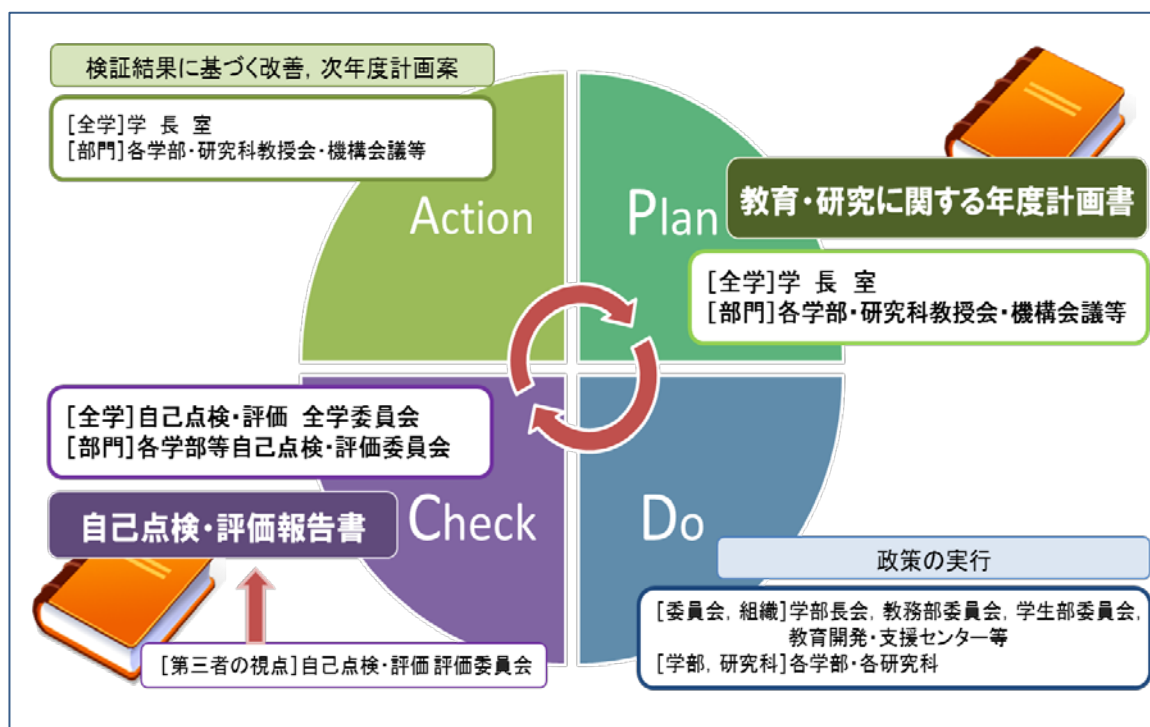
点検・評価」と「年度計画・予算システム」との連動を図り、体系的な教学改革サイクルを構築することを方針として明記している【10-36：2頁・4頁】。

内部質保証の手続きについて、自己点検・評価に関しては「明治大学自己点検・評価規程」に【10-8】、年度計画から予算編成への流れに関しては「学校法人明治大学予算管理要領」に規定され【10-37】、これら手続きに関連する校規は、内部質保証の方針に明示している。

#### ＜内部質保証を掌る組織の整備＞

内部質保証の方針では、点検・評価を行う「自己点検・評価 全学委員会」「各学部教授会・研究科委員会等及び各学部等自己点検・評価委員会」「自己点検・評価 評価委員会」の役割を定め、点検・評価結果に基づき改善・改革を推進する組織として「学長室」を規定し、PDCAサイクルを明示している（図10-2参照）。

《図10-2：明治大学の内部質保証システム概念図 一年度計画書と自己点検・評価報告書によるPDCAサイクル》



学長室では、年度計画書の策定、全学的事項の調整、改善施策の方針や原案の検討等を行い、自己点検・評価報告書をもとに「学長方針」を策定している【10-38】。学長スタッフ会議において自己点検・評価結果、学長の改善方針および評価委員会評価結果を協議し、断続的に学長方針を協議し、決定した。学長スタッフ会議からの提案は、学部長会等の会議体を経て理事会に付議され、事業計画等として議決される。

事業計画等に基づき各学部等部門で執行された結果は、学部等自己点検・評価委員会で検証され、それらは自己点検・評価全学委員会で集約されて大学全体の点検・評価となる。

## 基準10 内部質保証

なお、自己点検・評価に関わる組織は「自己点検・評価規程」に規定されているが、学長室に関わる組織規定は整備されていない。

事務部門として、全学の計画と評価に係わる諸組織（自己点検・評価 全学委員会、学長室、学部長会）の事務局は「教学企画部」が担っている。同事務部には計画策定を担当する「教学企画事務室」と、評価とIRを担当する「評価情報事務室」が置かれており、相互に連携することで、教育研究に関するPDCAサイクルを回し、大学全体の内部質保証システムを支援している。しかしながら、2015年度に入ってからすぐに評価情報事務室員が1名減員となり、一方で新規事業であるIRの取組みを稼働させたため、点検・評価担当者が1名となる現状の事務体制では、本学の規模に比して、問題点や課題を明確化し、本学のPDCAに資する点検・評価支援が困難になった。

### <自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立>

本学の内部質保証システムは、点検・評価から年度計画・予算システムへ連動させることを方針として掲げ、特長は7点ある。第1に、「年度計画」に反映させるために、毎年度、自己点検・評価を行っていることである。このことは、内部質保証の方針に規定している【10-10】。第2に年度計画書の目次を、点検・評価報告書の10項目と整合させ、計画に基づく評価、評価に基づく計画策定を可能としていることである【10-38~39】。2014年度については、自己点検・評価報告書「学長の改善方針」において「優先的に取り組む改善・改革事項」を設けることにより、次年度の「学長方針」の策定にあたり、特に全学的な課題として総合的かつ重点的に取り組むべき事項を取り上げたことにより、両報告書の連動を高めた。第3に年度計画では、予算要求事項について自己点検・評価を行っているかを明示する必要があり、評価結果を活用したマネジメントの仕組みを確立している【10-4】。第4に『2015年度教育・研究に関する年度計画書』に「自己点検・評価の結果を活用した計画策定を意識すること」を求めており、そのための様式の改善も行っている【10-36】。第5に自己点検・評価は、全学委員会委員による評価（コメント）を行ったうえで、学長室が評価結果を分析して「学長の改善方針」を策定し、さらに評価委員会が「評価結果」を作成する「重層的な評価システム」によって、教学のみの視点に偏ることなく、法人の視点からも評価を行い、総合的な視点から評価結果を取りまとめている。なお、年度計画に活用しやすくなるよう改善点の重点化と具体化を図るために、全学報告書および学部等報告書（53部門）から成る総花的な自己点検・評価報告書から、学長の改善方針は8頁、評価委員会評価結果は4頁と徐々に改善課題を精選している【10-7】。第6に「評価委員会による評価結果（大学への提言）」は、自己点検・評価規程第17条により、理事長及び学長に具体的な改善措置を講ずることを義務づけ、「評価結果の活用」を校規に担保している点にある。第7に、改善事項を計画的に解消する内部質保証システムとして「改善アクションプラン（3カ年計画）制度」【10-40】がある。

### ＜構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底＞

法令順守の精神に則り、教育・研究を行う高等教育機関としての社会的な責任を果たすため、各種の分野に応じ、コンプライアンスに関する必要な校規を設け、教育・研究活動及びその支援業務を行うことにより、コンプライアンスの徹底を図っている。

研究関係では、「明治大学研究者行動規範」【10-41】、「明治大学利益相反ポリシー」【10-42】、「社会連携ポリシー」【10-43】、「知的財産ポリシー」【10-44】、「明治大学における研究費の適正管理に関する規程」【10-45】、「研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程」【10-46】、「明治大学利益相反委員会設置要綱」【10-47】、「知的財産に関する不服申立審査委員会設置要綱」【10-48】、「明治大学遺伝子組換え実験安全管理規程」【10-49】及び「技術移転事業等における学外交流倫理に関するガイドライン」【10-50】を定めている。近年、特に大きな問題となっている研究費の適正使用に向けて、研究活動の不正行為に関する通報及びその相談窓口、予備調査・本調査等の適切な手続処理のほか、通報者の保護を図り、不正行為等の未然防止・早期発見に努めている。

情報システム関係では、本学の情報資産の安全性と健全性の確保・保全に関して規定している「明治大学情報セキュリティポリシー」【10-51】のほか、ソフトウェアも本学の重要な資産であるという認識の下、ソフトウェアの不正使用等を防ぐための「学校法人明治大学ソフトウェア管理規程」【10-52】を定めている。

ハラスメント関係では、キャンパス・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、万一、キャンパス・ハラスメントが発生した場合に迅速かつ適切に必要な措置が講じられるよう「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」【10-53】により、ハラスメントの相談体制や発生時の審査手続等が整えられている。

## （3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

### ①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

#### ＜機関別（大学全体）の自己点検・評価の実施＞

機関レベルの自己点検・評価については、自己点検・評価全学委員会のもとに「大学評価ワーキンググループ」が中心となっている。2014年度については、9月9日に同ワーキングを開催し、全学的な現状を確認し、大学全体としての点検・評価（案）を策定した。

同ワーキンググループの原案を受けて、発展計画については、より実効性を高めるため、学長スタッフ会議においてもプランニングおよび執行機関の立場から検討した。また、これら評価が適切な内容であるか、全学委員会委員が基準ごとに分担し、評価の適切性についての評価（メタ評価）を行っている。これら検討結果を12月2日開催の第2回自己点検・評価全学委員会で大学全体の評価としてとりまとめ、2013年度報告書においては、効果が上がっている点が27箇所、改善すべき点が36箇所となった【10-7】。効果が上がっている点は教育内容や教育方法に関するものが多く、改善すべき点は各種方針の検証や見直しに



関すること及びシラバスの検証やFDの責任主体の不明確さなど、PDCAサイクルにおけるPlanに関わるものや大学全体における責任・検証に関する事項が多くなっている。

これら自己点検・評価の結果を、学外の学識有識者を含む評価委員会において評価を受けている。2014年度には、主に本学校友かつ評議員であり、国際、財務、企業経営、父母会、経済団体等の様々な観点での評価が可能な学識経験者7名に参加いただき、社会の動向を踏まえた評価を行った。それにより、2014年度には「教員の主体的な取組みによる教育改革の推進」や「社会的な評価への対応」等の指摘があり、特に「数値目標」を定めることにより定量的な達成度を見る必要性が評価結果として付された【10-7】。

なお、評価結果は3月4日開催の第3回全学委員会で協議され、次年度の点検・評価活動を改善するための検討材料として共有化を図った。

#### <教育プログラムの自己点検・評価の実施>

##### ① 学部などの自己点検・評価の実施

自己点検・評価全学委員会のもとに各学部等の単位で点検・評価委員会を設置することを規定しており、「学部等自己点検・評価」を実施している。「学部等自己点検・評価」においては、理念・目的の検証（基準1関係）から、教育目標に沿った教育活動が行われているのか、学生の学習成果を測定することから人材養成の目的を達成しているのかといった教育プログラムの検証（基準4関係）に注力しつつ、それらが適切に機能しているのか（基準10関係）を中心に評価している。

2014年度の評価にあたっては、授業改善アンケートや修了生アンケート、学修環境に関する学生アンケート、その他にも学部特有の入学学生・卒業生アンケートを行うなどにより、学生の声を拾い、これらの結果をもとに教育課程や入学形態の見直しに活用している。しかし、これらアンケートが有効に活用されているのかは、各学部・研究科の自己点検・評価報告書における記述からはあまり読み取れない。

##### ② 内部質保証システムに関する意見交換会

2013年度報告書の提出を終えた2014年11月に、10学部、11研究科の自己点検・評価担当者との意見交換会を各キャンパス等、合計5回、開催した【10-54】。大学評価プロセス（実地調査）の状況を説明すると同時に、(a)点検・評価活動における特色ある検証方法、(b)検証結果の利活用の状況、(c)授業改善アンケート等各種学生調査の実施状況と活用、(d)年度計画書との整合の図り方等、点検・評価及びPDCAサイクルを動かす実務課題について意見交換を行った。各学部などからは「評価から計画への流れ、特に方針・目標の見直しは、意識しにくい」、「現状の報告書では、執行部の周囲でしか内容を共有できないため、より多くの教員が自学部の良し悪しを理解できる方法はないか」等の意見が寄せられた。

##### ③ 大学評価の有効性に関する学部などへのアンケート

2015年4月に大学基準協会から、「大学評価（認証評価）の有効性に関する調査」の依頼があった。このアンケートを本学では全学部・研究科（10学部・12研究科）宛に実施した

ところ、回答は8学部・9研究科から延べ24件あり、中には複数の教職員が回答する部門もあった【10-18】。その結果、9件において作業量について「業務量の膨大さ」「資料収集方法といった事務的な煩雑さ」等の意見がある一方で、「自己点検の質保証」の実質化の観点から「全学部門と学部・研究科執行部との意見交換を設けてほしい」といった要望も2件あった。また、「点検・評価するにあたって、どの資料を根拠に用いるのかを判断するのに時間がかかる」「ルーティンワークが込み入っている中で、自己点検・評価作業に手を避けない」等の声があった。これらの声を大学全体として集約し、結果を取りまとめたうえで5月初旬に大学基準協会へ回答した。

#### <個人レベルの自己点検・評価の実施>

教育活動の点検・評価として、「学生による授業改善のためのアンケート」の結果をフィードバックしており、教員個々が授業改善を行うことができるようにしている。なお、教育開発・支援センターに設置している「FD・教育評価専門部会」が、このアンケートを実施する中心ではあるが、2014年度は一度も開催しなかったため、本アンケートの活用実態を把握するためにも、今後専門部会を開催し、検証していく必要がある。また、昇格時以外の教員の自己評価、業績評価について、全学的な制度は存在しないため、教育開発・支援センターにおける第1期中期計画における検討課題となっている【基準3参照】。

研究活動については専任教員データベースに研究業績を公表するなどして研究成果を明示している。研究活動の業績の把握について、研究・知財戦略機構が「専任教員データベース」によって研究業績を把握、公開している。2015年4月末現在の業績入力率は86.94%であり、蓄積されたデータで各種統計資料への提供が可能となっている。しかし、点検・評価にまで着手はできていないため、教員個々人の研究活動の活性化に資する評価のあり方については研究企画推進本部会議等で検討を進めていく【基準3参照】。

事務職員については、業務実績評価（目標達成度評価を含む）と行動評価制度を組み合わせた人事評価制度を実施しており、さらには部門目標制度により所属員の目標及び役割を設定し、自己評価及び上長による評価を得ている。なお、この評価制度が適切に運用されているか否かの検証は法人自己点検・評価報告書からは読み取れない【10-56】。

#### <改善アクションプラン実施（3カ年計画）状況>

評価結果として浮き彫りになった諸課題について、改善に向けたPDCAサイクルを実践する仕組みとして「改善アクションプラン（3カ年計画）制度」を実施している【10-40】。アクションプランは、単なる評価システムではなく、予算や人員などの過不足、教育研究の強みや弱みを分析し、評価を政策立案につなぐ改善システムであり、計画や予算プロセスとの連動を図っている。アクションプランは改善事項別・組織別にシートを作成するため、事務組織や予算区分との親和性も高く、日常業務の一環として作業できるよう工夫している。また、IRの観点からは、客観的指標を計画に含めた点が上げられ、エビデンスに基づくマネジメントの醸成も企図している。この書式はロジックモデルを理論的背景と

するパフォーマンスメジャーメント（業績測定）の方法論を援用しており、利用者が負担感なく改善実績を可視化できるよう工夫し、作業負担の軽減にも配慮している。

2008年度からの第1期では約70プログラム、その後、第1期の検証期間を1年間設け、2012年度からの第2期では45プログラムを実施し、対象プログラムは「大学評価ホームページ」で公表している【10-7】。

2014年度の実施状況として、「第2期「改善アクションプラン（3カ年計画）」45件について、達成度が5（達成）あるいは4（凡そ達成）の割合が、2012年度実績66.7%から、2013年度実績64.6%、そして最終年度である2014年度実績は66.7%とほぼ横ばいの達成度であった【10-58】。達成度は横ばいではあるものの、年度を経るごとに目標設定が高まるため、改善度合いは増したといえる。

また、2014年度に認証評価を受審し、評価結果を受領したため、この指摘事項を受けて、2015年度から第3期改善アクションプランを実施することを、2015年3月4日開催の第3回全学委員会において決定している。

### <法人部門における内部質保証システム>

法人経営、予算面からの内部質保証システムとして、評議員会に設置される「予算委員会」の役割がある。評議員会は、理事会が策定した予算案の審議に際して予算委員会を設置し、予算を精査し「(各年度) 予算委員会審議報告書」【10-59】を作成する。報告書では、予算案承認の可否に続いて「事業計画の実行及び予算の執行にあたって求められる基本姿勢」と「要望事項」を示し、理事会に対して要望事項に対する検討結果の報告を求めている。これに対して理事会は、当該年度末に「(各年度) 予算委員会要望事項について(報告)」【10-60】として、理事会の意思決定、予算執行について振り返った結果を報告する仕組みとなっている。理事会は、意思決定、予算執行の側面から、評議員会の求めに応じて自ら点検・評価を行い、これを評議員会に報告するシステムとなっており、その結果は評議員会における次年度の事業計画や予算承認の検討に反映される。なお、予算委員会は教職員の身分のある評議員と学外有識者の評議員がほぼ半数で構成されており、学外有識者の関与という視点からも重要である。

なお、法人部門の自己点検・評価については、総務担当常勤理事を議長とし、法人事務部長と学外有識者を交えた「法人自己点検・評価委員会」が組織されている。法人運営を学外の意見を踏まえながら自己評価する仕組みが整っている。

### <内部質保証に関する理解の共有と深化（説明会・研修会の開催）>

評価に関わる教職員の評価業務が大学全体のPDCAサイクルの一部を構成していることを認識することを目的として「自己点検・評価ニューズレター『じこてん』」を発刊している。2014年度は大学評価（認証評価）を受審した年度であったため、大学評価を受審するにあたって教職員として留意すべき事項を取りまとめ、大学評価の役割や各プロセスの意義、また大学評価プロセスと本学のPDCAサイクルの関係を2号に亘って解説した。その他の記事として、第9号（5月7日発行）では「大学全体から学部・研究科までの各

種方針」をまとめたピラミッド図を掲載し、第10号（7月28日発行）では、各学部の取り組み事例として「商学部の内部質保証のシステム」を紹介した。また、第11号（3月24日発行）では、大学評価を終えた特集として「あらためて検証とは何か」、さらには各学部の内部質保証の取り組み事例を掲載した。この第11号においては、国際化の視点からトピックを設け、米国カリフォルニア州立大学「アーバイン校（UCI）」における教育の質を高める仕組み、台湾の大学評価機関「社團法人大灣評鑑協會（TWAEA）」との意見交換の内容を掲載した【10-7】。

また、毎年、内部質保証の仕組みや評価スキルについて学ぶため、学部役職者の教員、学部等事務部門の責任者・担当者向けに「自己点検・評価実務担当者説明会」を開催している。2014年度は全部門を対象に「評価情報事務室」が3月24日に説明会を開催し、総勢160名の教職員が参加した【10-61】。

さらに、学内の評価者育成や本学の内部質保証システムの向上を目的に、大学基準協会に委員等として、2014年度は大学評価委員会委員候補者1名、大学評価分科会評価委員候補者4名（教育職員3名、事務職員1名）、この他分野別評価員を多数推薦し、認証評価に関わっている。

## ②教育研究活動のデータベース化の推進

### <専任教員（教育研究業績）データベース>

専任教員データベースを構築し、これに「Oh-o!Meiji システム」を通じて研究者自身がアクセスして、常時データを更新できる環境を整備している。このデータベースを通じて各教員の研究活動、研究業績等を公開しており、蓄積されたデータは大学のウェブサイト【10-62】や(独)科学技術振興機構が運営している ReaD&Researchmap（研究開発支援総合ディレクトリ）で公開されている。また、自己点検・評価、認証評価及び各種統計資料に利用されている。所属別入力状況を公表し、学部長会等を通じて個別入力等の依頼及び周知徹底に取り組むことにより、入力率を着実に高めている。また、2014年度はシステムサーバー保守契約期間終了に伴い、より利便性の高いデータベースシステムへと移行した。

しかし、データベースへの業績入力率は、86.94%（2015年4月末現在）と高い入力率を維持しているが、研究業績のデータベース主体であり、教育情報や教育業績については情報が少ないとの指摘がある。

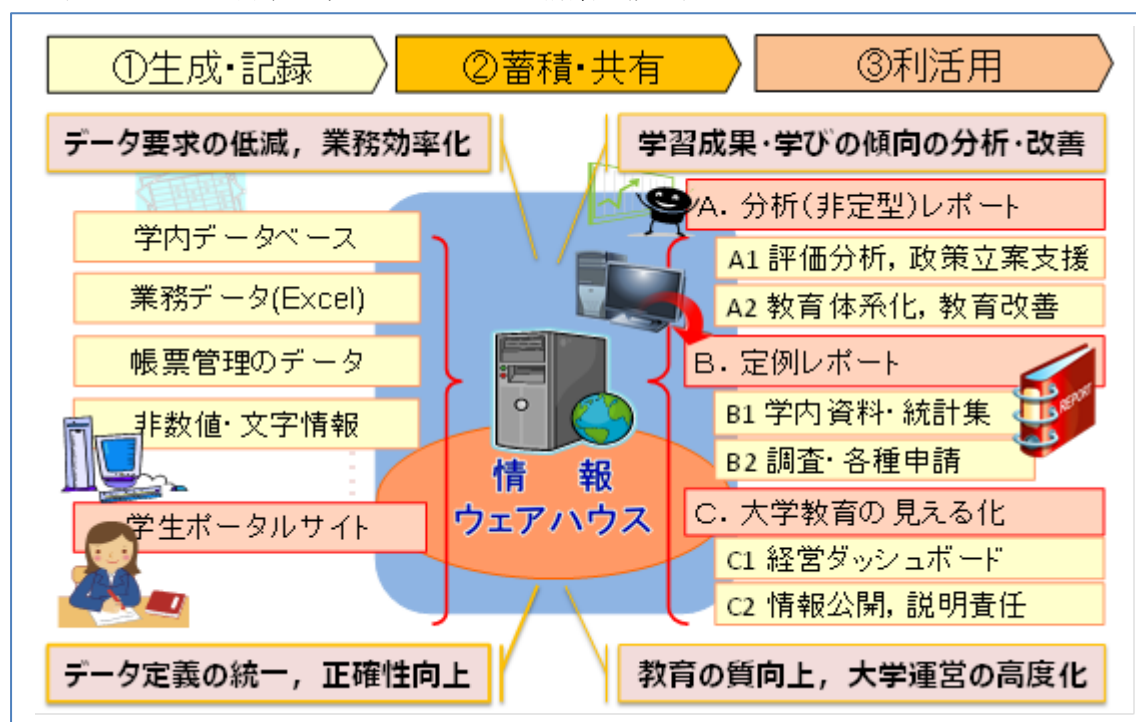
### <学事記録、本学の概況資料集>

毎年度、本学の活動記録である「学事記録」【10-63】と、他大学との比較や年度推移に焦点をあてた「本学の概況資料集」【10-64】を企画課が作成している。これらは役員をはじめとして、評議員、学内役職者及び学内関連部署に配布するとともに、データをMICSに掲載し、教学の発展方策の立案や経営判断資料の作成など多角的な利用に供することとしている。2014年度については、2013年度学時記録を11月27日に、2013年度概況資料集を7月24日に発刊した。

< I R (Institutional Research) システムの構築と戦略的な利活用 >

学長室の下に副学長を責任者とする「I Rに関する検討ワーキンググループ」を2012年6月に発足させて、大学の現況を正確に把握し、定型レポート、非定型レポート（現況把握やマネジメント支援等）、大学情報の公表や経営ダッシュボード等への利活用を目指すI Rシステムの検討を推進している（図10-3参照）。I Rシステムの構築における事務局として「評価情報事務室」が支援し、教務事務部、情報メディア部等との関連部署との連携・協議している。

《図10-3：明治大学I Rシステムの構築 概念図》



I Rの推進にあたっては、学校法人明治大学中期計画におけるロードマップ（2014～2015年度）において、① I Rシステム試行版の作成、② 基幹データベース連携テスト、③ I R推進組織・制度の検討を掲げ【10-65】、2015年度学長方針「内部質保証システムの推進と大学情報の公表」においても、「現有する各種データベースの情報を共有・分析する仕組み（I R）をより整備して、大学情報の把握と分析を通じて自律的な改善・改革を推進する」ことを明示している【10-66】。さらには、『『スーパーグローバル大学創成支援』事業第1期推進方針』において、第1期推進事項として「5 I Rシステム関連」を掲げている【10-67】。

2014年度の実績として、教員データに加え、授業科目データ（履修データ）について、ETL処理を行うことで基幹データベースから直接的にデータをつないで運用する、いわゆる「本番環境」を実現した。また、データベースとして、教員及び授業科目データ、履修人員データを追加した。そして、これらデータを利用した分析レポートの作成・開発を行った。なお、I Rとは何か、その活用方法は何かというユーザーの視点からI Rについ

での理解を深めるために、2014年7月に学内教職員向けに「IRレポート」を作成し、約1,500部を配布した【10-68】。

2014年度には、IRワーキンググループの下に設置しているIR作業部会を合計17回開き、開発に向けた検討を行った【10-69】。また、教務部及び4学部の執行部と、それぞれ2014年度のIRの成果説明及びデータ利活用に関する意見交換を行い、これを受けて、次年度の開発につなげていく予定である。

### ③学外者の意見の反映

#### <評価委員会における学識経験者の参加>

「自己点検・評価 評価委員会」は、委員長である理事長をはじめ、理事、学部長等の学内役職者の他、7名の学識経験者（民間企業経営者、他大学教員等）の24名で構成しており【10-70】、大学役職者と学識経験者が自己点検・評価結果について協議する中で、「本学に対する提言事項」をまとめている。

2014年度は、特に学識経験者の委員が半数交代したため、2015年1月に評価委員会を開催するにあたり、事前に2回、学識経験者の委員向けの分科会（勉強会）を開催した。1回目は、本学の内部質保証の取り組みや学識経験者委員の役割を共有し【10-71】、2回目は、報告書の概要説明を行ったうえで、意見交換を行い、評価にあたって必要な現状把握を行った【10-72】。また、評価委員会の進行について、2013年度は各学部長や大学院長といった教学役職者が当該部門の点検・評価を踏まえた進捗状況の説明を行ってから審議を行ったが、2014年度は学識経験者があらかじめ報告書の点検を行ってきたうえでの質疑から開始することにより、十分な意見交換の時間を確保することができた。そのことにより、特に「改善にあたって、具体的に数値目標・評価基準・達成期限・達成方法」等を意識させる提言にまとめられたため、学識経験者のコメントが有効に働いたといえる【10-7】。

大学役職者と学識経験者の合同委員会とすることで、外部者のみの評価委員会にありがちな外部者の視点に偏った提言とはならず、相互の意見や現状を確認しながら提言事項をまとめ、改善・改革に有意である現実と乖離することのない提言を立案している。

#### <理工学部・農学部におけるJABEE認定制度の受審>

JABEEとは、一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）が大学等の高等教育機関の工農理系学科の技術者育成に関わる任意の第三者教育認定制度である。評価対象は4年間の教育プログラムが達成する教育成果であり、国際的なミニマム・リクワイアメントを満たす内容か、継続的な教育改善活動がなされているかなどを、自己点検書や訪問調査から確認する。JABEEの認定を受けていることは、教育プログラムの質を保証しているといえることができる。

本学では、2005年に理工学部機械工学科及び機械情報工学科が、2008年に農学部農学科が認定を受けている。さらに、理工学部建築学科が2015年度にJABEE受審予定である。

#### ＜情報部門の外部評価＞

本学の情報システム及び情報システム部門の現状を調査し、システム・部門としてのありべき姿、他大学の現状との比較等により、本学の現状を確認し、問題点を解決していくことを目的として、2013年度に外部機関である三菱総研に調査を委託し18項目の提言が挙げられた【10-73】。これらについて、取り組みが可能な項目から対応を行っている。

#### ④文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応

##### ＜文部科学省からの指摘事項への対応について（学部設置許可、履行状況の対応）＞

新設学部・研究科や学科・専攻の設置に伴い文部科学省から付される留意事項に対しては、「設置計画履行状況報告書」により、真摯な態度で対応している。なお、文部科学省が平成26年度に公表した「設置計画履行状況等調査の結果等について」において、本学は総合数理学部に関して「現象数理学科及び先端メディアサイエンス学科の入学定員超過の改善に努めること」との助言が付されている【10-74】。

また、設置計画履行状況報告書として、2015年度の5月に「総合数理学部」「国際日本学研究科 国際日本学専攻（博士後期課程）」「グローバル・ガバナンス研究科 グローバル・ガバナンス専攻（博士後期課程）」の3つの組織の報告書を文部科学省に提出し、当該報告書は明治大学ホームページにおいて掲出している【10-75】。

##### ＜文部科学省研究開発推進検討会による外部評価について＞

2010年11月24日に文部科学省研究開発評価推進検討会の委員と本学関係者により、本学における研究マネジメント及び評価活動に関する意見交換が行われた。本件に関する意見交換内容やコメントは2012年4月付けで文部科学省のホームページにおいて、「研究開発評価活動の実例集」として公開されている【10-76】。研究・知財戦略機構では、研究企画推進本部が研究施策の企画・立案から実行・評価までを担っている。研究活動を評価するため、同本部会議のもとに「研究支援事業等に係る専門部会」を設置して、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（大型研究）を中心に評価体制を整備して【10-77】、中間評価・事後評価に備えた支援を行っている。

##### ＜大学基準協会からの指摘事項への対応について（認証評価対応、改善報告書の提出）＞

2014年度に機関別認証評価を受審し、「適合」の認定を受けた【10-15】ものの、努力課題として付された5項目に加え、総評において指摘された事項もあった。自己点検・評価結果も含めて21項目に分類し、「第3期改善アクションプラン（3カ年計画）」【10-78】制度を2015年度から実行していくことを、3月4日開催の第3回自己点検・評価全学委員会で決定した【10-12:審議事項3】。また、会計専門職研究科は2014年度に大学基準協会を受審し、適合と認定された【10-79】。

なお、大学評価結果を受理したことに伴い、2015年3月24日に開催した「自己点検・評価 実務担当者説明会」に出席した教職員160人を前に、評価結果の概要説明を行った。また、同3月31日発行の「学長室だより」に指摘事項等をまとめて全教職員宛に周知を図った。さらに、同4月1日の理事会、同4月8日の学部長会において学長から口頭にて「適

合」の認定を受けた旨の報告を行った。あらためて同6月9日開催の2015年度第1回自己点検・評価全学委員会において、「大学評価結果等の総括」を行い、会計専門職研究科は評価結果に関する報告を行った。

## 2. 点検・評価

### (1) 効果が上がっている事項

#### ① 「学習環境に関する学生アンケート」結果を用いた学生実態に基づく点検・評価が行われたこと

学部などの自己点検・評価において、自己点検・評価全学委員会が実施した「学習環境に関する学生アンケート」の結果が10学部中4学部で利用され、学生の実態を把握した上での評価が行われた。学生アンケートの集計結果から傾向を分析し、今まで感覚的に捉えていた情報を数値として各学部等に提供したことによって、学生の学習実態等を的確に把握することができた。利用が促進された要因は、報告書フォーマットの「じこてんナビ」での活用方法の紹介を行ったこと、さらに分析結果報告書の説明会を開催したことによるものである。このことにより、各学部の自己点検・評価活動に役立つものとなった。

#### ② 2014年度大学評価結果で適合判定を受け、かつ、改善に向けた方針が立てられたこと

2014年度に大学基準協会の大学評価を申請し、「大学基準に適合している」と認定され、さらには「基準10：内部質保証」において本学が「長所」に取り上げられた（受審した52大学中2大学のみ）【10-15】。高い評価を得た要因は、学長を委員長とする自己点検・評価全学委員会が中心となり、学部長会、教務部委員会及び学内の各諸機関に対し、申請の2年以上前から説明・審議依頼を繰り返し、かつ、評価情報事務室が報告書作成に関し、関連する事務部署とも密接な関係を築けたことが要因である。さらに自己点検・評価作業の一環として、2015年3月には自己点検・評価体制を再構築し、「2014年度大学評価結果」から本学の課題を分析し、その結果を「第3期改善アクションプラン」として、改善に向けた取組みをはじめた【10-78】。本学の内部質保証システムを適切に機能させている証左である。

### (2) 改善すべき事項

#### ① 機関レベルでの自己点検・評価活動において、質保証の評価基準・水準、評価方法が定まっていないこと

本報告を含め、各学部等自己点検・評価報告書においてもPDCAサイクルの「D○（活動状況）」を中心とした内容が記載されており、諸活動を方針や目標に沿って測定した結果や、測定結果に基づく評価（分析）、評価に基づく発展計画などの記載が不十分である。さらに、同報告書は教授会等の機関決定を経ているものの、組織全体としての質



的な共有化までは至っていない。

- ② 個々の授業内容・方法（教員個人）レベルでの自己点検・評価活動の実態が把握できていないこと

教育の内部質保証には3側面（「機関（大学全体）レベル」「教育プログラム（学部等機関）レベル」「個々の授業内容・方法レベル」）あり、第3サイクルにおける大学評価で点検・評価が必要となってくる。「個々の授業内容・方法レベル」としては、「学生による授業改善アンケート」結果を組織的に活用していく方策を練ることが課題である。

### 3. 将来に向けた発展方策

#### （1）効果が上がっている事項

- ① 「学習環境に関する学生アンケート」結果を用いた学生実態に基づく点検・評価が行われたこと

2013年度に実施したアンケートの集計結果を検証し、「学習成果」の把握につなげられるようにカスタマイズさせた「大学における学びに関するアンケート」を、自己点検・評価全学委員会が2015年度に実施する。この集計結果を各学部で活用できるよう分析軸を工夫し、次年度の自己点検・評価報告書において活用できるようにする。

- ② 2014年度大学評価結果で適合判定を受け、かつ、改善に向けた方針が立てられたこと

「第3期改善アクションプラン」の推進により、3年後に大学基準協会へ「改善報告書」を提出する際に、根拠資料にもとづく改善状況の報告が可能となるようにする。また、内部質保証と学習成果を重視した第3サイクルの大学基準が2016年度に公表されるため、新しい基準や点検・評価項目に即した自己点検・評価の枠組み、項目ごとの評価基準や測定方法などを、自己点検・評価全学委員会において開発し、試行する。試行結果を受けて、各学部等に適用できるよう評価マニュアルなどを整備する。

#### （2）改善すべき事項

- ① 機関レベルでの自己点検・評価活動において、質保証の評価基準・水準、評価方法が定まっていないこと

自己点検・評価の原点となる「教育・研究に関する年度計画書」に、要望事項のみならず、その「目的」を記入し、さらには目的を達成するための「目標（値）」を設定するように改訂する。自己点検・評価報告書の作成者以外にも共有を図るために、方針における目標（値）、当該年度の達成状況や経年比較が分かりやすくなるように報告書様式を改訂する。

- ② 個々の授業内容・方法（教員個人）レベルでの自己点検・評価活動の実態が把握できていないこと

「個々の授業内容・方法レベル」における改善実態を、学部・研究科のFD委員会に

## 基準10 内部質保証

あたる組織が検証することで「教育プログラムレベル」の把握となる。さらには、「教育プログラムレベル」での改善状況を、教育開発・支援センターやそれに準じる全学的な組織が把握した結果を、大学全体として特色ある取組みを周知し、共有する。こうした全学的な状況を自己点検・評価全学委員会が、教育効果、学習成果の側面から検証することで質保証が完結する。教育の3側面における「検証体制・評価方法・評価基準」について、次期認証評価を視野に入れた整備を行う。

## 4. 根拠資料

- 10-1 明治大学「内部質保証の方針」
- 10-2 2015年度自己点検・評価報告書作成基本方針及び実施要綱
- 10-3 第2回自己点検・評価全学委員会議事録
- 10-4 PDCAサイクル図
- 10-5 自己点検・評価実務担当者説明会
- 10-6 MICS掲載一覧
- 10-7 明治大学ホームページ「大学評価」
- 10-8 明治大学自己点検・評価規程
- 10-9 2014-2015年度自己点検・評価全学委員会名簿
- 10-10 「明治大学自己点検・評価規程」に基づく自己点検・評価体制図
- 10-11 2014～2015年度自己点検・評価評価委員会名簿
- 10-12 2013年度自己点検・評価報告書 各基準の評価・発展計画
- 10-13 第3回自己点検・評価全学委員会 議事録
- 10-14 自己点検・評価全学評価部会及び企画編集部会設置内規
- 10-15 2014年度明治大学大学評価（認証評価）結果
- 10-16 大学評価（認証評価）の実地調査に向けた体制について（名簿）
- 10-17 実地調査に向けての打合せ会メンバーの作業スケジュール
- 10-18 大学評価の有効性アンケート集計結果
- 10-19 2013年度明治大学「学修環境に関するアンケート」（拡大試行版）集計結果報告書《既出4(1)-1-23》
- 10-20 分析結果報告会記録
- 10-21 大学の基礎的統計データの利活用（IR）による教学政策の推進について（学長室だより VOL.22, No.6, 2014年3月）
- 10-22 明治大学ホームページ「教育情報の公開」
- 10-23 明治大学ホームページ「事業計画書」
- 10-24 明治大学ホームページ「事業報告書」
- 10-25 明治大学ホームページ「財政状況」
- 10-26 大学ホームページ「明治大学グランドデザイン2020-ビジョンと重点施策-」:URL《既出7-3》
- 10-27 明治大学ホームページ「各学部等シラバス」
- 10-28 明治大学ホームページ「授業改善のためのアンケート結果」
- 10-29 明治大学ホームページ「設置認可申請書, 設置届出書, 及び設置計画履行状況等報告書」
- 10-30 大学案内ホームページ「本学への開示等の請求に係る手続きについて」
- 10-31 学校法人明治大学個人情報保護方針
- 10-32 個人情報の保護に関する規程
- 10-33 図書館における個人情報の保護に関する要綱
- 10-34 学校法人明治大学個人情報取扱ガイドライン

## 基準10 内部質保証

- 10-35 明治大学広報第667号(2014年5月1日発行)
- 10-36 2015年度教育・研究に関する年度計画書《既出2-41》
- 10-37 学校法人明治大学予算管理要領《既出9(2)-17》
- 10-38 2015年度学長スタッフ会議メンバー・開催日程《既出9(1)-30》
- 10-39 2015年度長期・中期計画書及び単年度計画書の項目, 教育・研究に関する年度計画書関係資料作成要領《既出9(1)-50》
- 10-40 第2期改善アクションプラン(3ヵ年計画)の実施について(依頼)及び「点検・作成要領」
- 10-41 明治大学研究者行動規範《既出7-84》
- 10-42 明治大学利益相反ポリシー《既出7-83》
- 10-43 社会連携ポリシー《既出8-1》
- 10-44 知的財産ポリシー《既出7-82》
- 10-45 明治大学における研究費の適正管理に関する規程《既出7-85》
- 10-46 研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程《既出7-92》
- 10-47 明治大学利益相反委員会設置要綱《既出7-97》
- 10-48 知的財産に関する不服申立審査委員会設置要綱
- 10-49 明治大学遺伝子組換え実験安全管理規程
- 10-50 技術移転事業等における学外交流倫理に関するガイドライン
- 10-51 明治大学情報セキュリティポリシー
- 10-52 学校法人明治大学ソフトウェア管理規程
- 10-53 明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程
- 10-54 自己点検・評価担当者との意見交換会メモ5回分
- 10-55 欠番
- 10-56 法人自己点検・評価報告書
- 10-57 欠番
- 10-58 第2期「改善アクションプラン(3ヵ年計画)2014年度実績
- 10-59 2014年度予算委員会審議報告書(学校法人明治大学評議委員会)《既出9(2)-28》
- 10-60 2014年度予算委員会要望事項について(報告)
- 10-61 自己点検・評価実務担当者説明会参加者名簿
- 10-62 専任教員データベースホームページURL:《既出3-1-32》
- 10-63 2014年度学事記録《既出4(4)-1-1》
- 10-64 2014年度本学の概況資料集《既出4(4)-1-2》
- 10-65 学校法人明治大学中期計画(IRの3ヵ年間の整備計画(ロードマップ))
- 10-66 2015年度教育・研究年度計画書の策定とその推進について(学長方針)《既出5-1-12》
- 10-67 『『スーパーグローバル大学創成支援』事業第1期推進方針』(2015年1月14日開催学部長会資料)
- 10-68 IRレポート vol.1
- 10-69 2014年度学長室IRワーキンググループ年度報告書
- 10-70 2014~2015年度自己点検・評価評価委員会名簿
- 10-71 学識経験者枠の委員向けの分科会(勉強会)第1回式次第
- 10-72 学識経験者枠の委員向けの分科会(勉強会)第2回式次第
- 10-73 情報部門外部評価実施業務委託調査結果報告書
- 10-74 設置計画履行状況等調査の結果等について(平成26年度)
- 10-75 明治大学ホームページ「教育情報の公表」「新学部・新研究科設置関係」
- 10-76 文部科学省ホームページ「研究開発評価活動の実例集」URL:
- 10-77 私立大学戦略的研究基盤形成支援事業学内選考及び採択後の進捗管理体制に関する内規
- 10-78 第3期改善アクションプラン(3ヵ年計画)一覧
- 10-79 明治大学会計専門職大学院に対する認証評価結果 URL: